

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073 最終改正 <u>平成 21 年 9 月 29 日 一部改正</u></p> <p>この規程は、企業総合保険手続細則第 1 条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第 2 第 1 号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第 1 に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める 2 年未満案件「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」に適用するものとする。</p> <p>1 . 基本的引受基準</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 政府開発援助契約等については、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、以下の信用事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。 政府開発援助契約等」 1 (1) 及び 2 . については</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073 最終改正 平成 21 年 7 月 6 日 一部改正</p> <p>この規程は、企業総合保険手続細則第 1 条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第 2 第 1 号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第 1 に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める 2 年未満案件「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」に適用するものとする。</p> <p>1 . 基本的引受基準</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 政府開発援助契約等については、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、以下の信用事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。 政府開発援助契約等」 1 (1) 及び 2 . については</p>	

<p>輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号、第12号及び第13号の事由をいう。以下同じ。）及び代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号事由をいう。）ただし、輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず「海外商社名簿について」の事故管理区分に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。</p> <p>上記 以外の「政府開発援助契約等」については、<u>ILCスイッチ方式、トランスファー方式</u>（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は<u>当該借款等の供与機関から輸出者又は仲介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。</u>ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付けされている場合に限る。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2. 国別引受基準 (略)</p> <p><u>附 則〔平成21年9月29日〕</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u></p> <p>別紙1～5 (略)</p>	<p>輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号、第12号及び第13号の事由をいう。以下同じ。）及び代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号事由をいう。）ただし、輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず「海外商社名簿について」の事故管理区分に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。</p> <p>上記 以外の「政府開発援助契約等」については、<u>ILCスイッチ方式又はトランスファー方式</u>（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付けされている場合に限る。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2. 国別引受基準 (略)</p> <p>別紙1～5 (略)</p>	
--	---	--